

令和2年第8回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和2年8月17日（月）午後1時30分

2 閉会日時

令和2年8月17日（月）午後1時52分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5階 大研修室

4 出席者

- (1) 教 育 長 成 田 一 二 三
- (2) 教育長職務代理者 佐 藤 克 則
- (3) 委 員 齋 藤 誠 子
- (4) 委 員 池 田 享 誉
- (5) 委 員 大 嶋 憲 通
- (6) 委 員 土 岐 志 麻

5 事務局出席職員

- (1) 教 育 部 長 工 藤 裕 司
- (2) 教 育 次 長 奥 崎 文 昭
- (3) 浪 岡 教 育 事 務 所 長 長 谷 川 敬
- (4) 総 務 課 長 金 澤 敦
- (5) 浪 岡 教 育 事 務 所 教 育 課 長 鶴 賀 谷 敏 彦

6 会議に付議された案件

- (1) 議案（議案第28号から議案第30号までの計3件は非公開）
 - 議案第28号 令和2年度一般会計補正予算について（教育委員会事務局総務課）
 - 議案第29号 教育財産の取得の申出について（教育委員会事務局総務課）
 - 議案第30号 教育財産の取得の申出について（教育委員会事務局総務課）
 - 議案第31号 青森市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（浪岡教育事務所教育課）
- (2) 報告
 - ①寄附採納について（教育委員会事務局総務課）
 - ②令和元年度包括外部監査結果への措置状況について（教育委員会事務局総務課）

7 会議録署名委員

- (1) 佐 藤 克 則
- (2) 齋 藤 誠 子

8 会議の概要

午後1時30分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7

のとおり指名する。

初めに、議案第 28 号から議案第 30 号までの計 3 件は令和 2 年第 3 回青森市議会定例会に提出する案件であることから、青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、非公開の会議とし、議案第 31 号の審議及び報告事項並びにそのほかを終了した後に審議することとした。

次に、議案第 31 号について審議し、原案のとおり決定した。

次に、2 件の事案を報告し、その後、非公開の会議とした議案第 28 号から議案第 30 号までを審議し、いずれの議案も原案のとおり決定し閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○成田教育長

それでは、議事に入ります。

今回の審議案件は 4 件となっております。

まず、本日の議案である議案第 28 号「令和 2 年度一般会計補正予算について」から議案第 30 号「教育財産の取得の申出について」までの計 3 件は、来る令和 2 年第 3 回青森市議会定例会に提出する案件となっておりますことから、青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項のただし書きの規定に基づき、非公開の会議としたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、本日の議案第 28 号から議案第 30 号までの計 3 件については非公開の会議とし、議案第 31 号の審議及び報告事項並びにそのほかを終了した後に審議することとします。

それでは、議案第 31 号「青森市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 31 号「青森市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

それでは、本規則の改正概要をまとめた附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案とあわせてごらんください。

浪岡地区公民館は、青森市公民館条例第 3 条第 2 項の規定により、浪岡北中野公民館、浪岡本郷公民館、浪岡野沢公民館、浪岡女鹿沢公民館及び浪岡大杉公民館の 5 つの地区公民館となっております。

このたびの規則改正の提案理由についてであります。浪岡地区公民館の開館時間につきましては、青森市公民館条例施行規則により、火曜日から金曜日までは正午から午後 6 時まで、土曜日及び日曜日は午前 10 時から午後 6 時までとなっております。

これに対しまして、現在の浪岡地区公民館を取り巻く地域の実情といたしましては、農業者を中心とした利用者からは、正午前に公民館窓口を利用したい旨の要望があること、午後 5 時以降は、地域住民の利用頻度が低いことなどから、青森市公民館条例施行規則の一部を改正し、地域住民の利便性を向上させようとするものであります。

なお、浪岡女鹿沢公民館につきましては、児童館的な役割を有しており、隣接する団地の児童が放課後に多数利用しているなど、現行の開館時間が地域住民の利便性に適していることから、現行どおりといたします。

次に、改正内容についてであります。第3条第2項の表中に各地区公民館の区分を設け、浪岡女鹿沢公民館を除く4地区公民館の開館時間につきまして、火曜日から金曜日までにつきましては、「正午から午後六時まで」を「午前十一時から午後五時まで」に、土曜日及び日曜日につきましては、「午前十時から午後六時まで」を「午前九時から午後五時まで」に、それぞれ改めるものであります。

施行期日につきましては、令和2年10月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第31号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第31号については原案のとおり決定することといたします。

(2) 報告

○成田教育長

それでは、報告事項に入ります。

今回の報告事項は2件となっております。

初めに、報告1「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和2年7月にあった寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の資料「寄附採納一覧（令和2年7月1日～7月31日）」をごらんください。

まず、小学校における寄附採納といたしまして、青森市立筒井小学校父母と教師の会様から筒井小学校に対し、工業用扇風機の寄贈など、合わせて8校に対し11件の寄贈申し出があり、受領いたしました。

次に、中学校における寄附採納といたしまして、青森市立浪岡中学校父母と教師の会様から浪岡中学校に対し、扇風機の寄贈など、合わせて2校に対し2件の寄贈申し出があり、受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告2「令和元年度包括外部監査結果への措置状況について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和元年度包括外部監査結果への措置状況について御説明申し上げます。

お手元の資料「令和元年度包括外部監査結果への措置状況について」の1ページをごらんください。

令和元年度の包括外部監査は、監査のテーマを「教育委員会及び青森公立大学の財務事務の執行について」として実施され、去る3月25日に包括外部監査人から監査結果が報告されました。

その指摘事項及び意見につきましては、去る4月17日に開催されました本定例会におきまして、「令和元年度包括外部監査結果への対応について」として御報告申し上げたところではありますが、「(3) 指摘事項及び意見」のとおり、青森市において措置することが必要であると判断された指摘事項が49項目、改善を要望するという趣旨の意見が57項目ありました。

この監査結果を受けまして、指摘及び意見に対する内容を確認・検証し、必要な是正・改善を行い、このたび、監査結果に対する最終的な改善措置を取りまとめましたので、その概要を御説明いたします。

2ページ目をごらんください。

「2 指摘事項への措置状況の概要」について、まず、(1)の対応方針区分ではありますが、記載のとおり、「是正」、「改善」、「改善検討」及び「相違」と、大きく4つに分類しておりまして、(2)の対応方針別件数ではありますが、「是正」が14件で全て是正済み、「改善」が32件で全て改善済み、「改善検討」が3件となっております。なお、「相違」はありませんでした。

3ページ目をごらんください。

「3 意見への対応」については、「改善」が50件で全て改善済み、「改善検討」が7件となっております。なお、「相違」はありませんでした。

説明は以上でございますが、詳細につきましては、資料データ「令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書」を御参照くださるようお願いいたします。

また、講じた措置につきましては、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、監査委員に通知いたしました。

監査委員におきましては、同項の規定により、当該通知に係る事項を公表しなければならないこととされておりまして、市民の皆様には、各支所・市民センター等において縦覧に供するほか、市ホームページ及び「広報あおもり」9月1日号でもお知らせする予定としております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、事務局から何かありますか。

～ なし ～

(4) 議事（非公開の会議）

○成田教育長

なければ、先ほど非公開の会議とした、議案第 28 号から議案第 30 号まで計 3 件の審議に入りたいと思います。

青森市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、傍聴人及び記者の皆様は退室してください。

～ 傍聴人及び記者退室 ～

(議案第 28 号「令和 2 年度一般会計補正予算について」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 29 号「教育財産の取得の申出について」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 30 号「教育財産の取得の申出について」)

—— 原案のとおり決定 ——

○成田教育長

これにて本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和 2 年第 8 回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

令和2年8月17日開催の令和2年第8回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和2年9月28日

書記 横内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和2年9月28日

署名委員 佐藤 克 則

署名委員 斎藤 誠 子